

## 【表紙】

|                     |  |
|---------------------|--|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書の訂正届出書  |
| 【提出先】               | 近畿財務局長   |
| 【提出日】               | 2026年6月1日  |
| 【会社名】               | ReYuu Japan株式会社  |
| 【英訳名】               | ReYuu Japan Inc.   |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長CEO 重富 崇史   |
| 【本店の所在の場所】          | 大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階  |
| 【電話番号】              | 06(6881)6611   |
| 【事務連絡者氏名】           | 経理財務部長 三宅 弘晃   |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階  |
| 【電話番号】              | 03(6230)9388   |
| 【事務連絡者氏名】           | 経理財務部長 三宅 弘晃   |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権付社債（転換価額修正条項付新株予約権付社債券等）<br>及び新株予約権証券   |
| 【届出の対象とした募集金額】      | （第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）<br>その他の者に対する割当 180,000,000円<br>（第5回新株予約権）<br>その他の者に対する割当 4,059,000円<br>新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 852,159,000円<br>（第6回新株予約権）<br>その他の者に対する割当 4,716,000円<br>新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 929,916,000円<br>（注） 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少しません。 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項なし   |
| 【縦覧に供する場所】          | ReYuu Japan株式会社 東京本社<br>（東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階）<br>株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月20日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部及び当該有価証券届出書の添付書類である取締役会議事録に訂正すべき事項が生じたため、これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものとなります。

## 2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）
- 3 新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権）  
(2) 新株予約権の内容等

（添付書類の差し替え）

取締役会議事録

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

(新株予約権付社債に関する事項)

(訂正前)

|                 |   |
|-----------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 第1回転換社債新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、同時に行使された第1回転換社債新株予約権に係る第1回社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、 <u>会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)</u> 。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。 |
|-----------------|---|

(訂正後)

|                 |  |
|-----------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 第1回転換社債新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、同時に行使された第1回転換社債新株予約権に係る第1回社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、 <u>1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</u> |
|-----------------|--|

(訂正前)

|            |   |
|------------|---|
| 新株予約権の行使期間 | <p>2026年6月8日から2028年6月5日(上記「償還の方法」に定めるところにより、第1回社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日)までの間(以下「行使期間」という。)とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を超過した後は、第1回転換社債新株予約権は行使できない。</p> <p>上記にかかわらず、以下の期間については、第1回転換社債新株予約権を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項で定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)</li> <li>2 振替機関が第1回転換社債新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日</li> <li>3 組織再編行為をするために第1回転換社債新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに第1回新株予約権付社債権者に通知した場合における当該期間</li> <li>4 各年の12月末日(同日を含む。)から翌年2月末日(同日を含む。)までの期間</li> </ol> |
|------------|---|

(訂正後)

|            |   |
|------------|---|
| 新株予約権の行使期間 | <p>2026年6月8日から2028年6月5日(上記「償還の方法」に定めるところにより、第1回社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前)までの間(以下「行使期間」という。)とする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を超過した後は、第1回転換社債新株予約権は行使できない。</p> <p>上記にかかわらず、以下の期間については、第1回転換社債新株予約権を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項で定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)</li> <li>2 振替機関が第1回転換社債新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日</li> <li>3 組織再編行為をするために第1回転換社債新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに第1回新株予約権付社債権者に通知した場合における当該期間</li> </ol> |
|------------|---|

## 3【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権)】

## (2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

|                |   |
|----------------|---|
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p style="text-align: right;">(前略)</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>当社は、当社が本新株予約権の発行後、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合でも、行使価額を調整しない。</p> |
|----------------|---|

(訂正後)

|                |  |
|----------------|--|
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p style="text-align: right;">(前略)</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社が導入する譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役及び執行役員に対し当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合<br/>調整後行使価額は、株式の分割又は無償割当てのための基準日(無償割当てのための基準日がない場合には当該割当ての効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。</p> |
|----------------|--|

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当の場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合(但し、当社の使用人を対象とするストック・オプションを発行する場合、2026年5月20日の取締役会決議に基づくReYuu Japan株式会社第6回新株予約権並びに2026年5月20日の取締役会決議に基づくReYuu Japan株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、2026年6月19日の取締役会決議に基づくReYuu Japan株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2026年7月24日の取締役会決議に基づくReYuu Japan株式会社第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を除く。)

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記 による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前の行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

|  |   |
|--|---|
|  | <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
|--|---|

## (訂正前)

|            |   |
|------------|---|
| 新株予約権の行使期間 | <p>2026年6月8日から2029年6月5日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日<br/>組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間<br/>当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日(振替機関の休業日でない日を含む。)</p> <p>各年の12月末日(同日を含む。)から翌年2月末日(同日を含む。)までの期間</p> |
|------------|---|

## (訂正後)

|            |   |
|------------|---|
| 新株予約権の行使期間 | <p>2026年6月8日から2029年6月5日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日<br/>組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間</p> |
|------------|---|

## (訂正前)

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1 本新株予約権の行使請求受付場所<br/>ReYuu Japan株式会社 企画管理部<br/>(後略)</p> |
|------------------------------|---|

(訂正後)

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 新株予約権の行使請求の<br>受付場所、取次場所及び<br>払込取扱場所 | 1 本新株予約権の行使請求受付場所<br><u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u><br><br>(後略) |
|--------------------------------------|---|

## 取締役議事録

&lt;別紙1&gt; ReYuu Japan株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

## 15. 本新株予約権の内容

## (5) 本新株予約権を行使することができる期間

(訂正前)

本新株予約権者は、2026年6月5日から2028年6月5日(第13項第(2)号(イ)乃至、同(ロ)並びに同(ハ)に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

(後略)

(訂正後)

本新株予約権者は、2026年6月8日から2028年6月5日(第13項第(2)号(イ)乃至、同(ロ)並びに同(ハ)に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

(後略)

## 20. 行使請求受付場所

(訂正前)

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(訂正後)

ReYuu Japan株式会社 企画管理部

&lt;別紙2&gt; ReYuu Japan株式会社第5回新株予約権発行要項

## 7. 本新株予約権の総数

(訂正前)

330,000個

(訂正後)

33,000個

## 21. 払込取扱場所

(訂正前)

株式会社三井住友銀行 大府中央支店

(訂正後)

株式会社三井住友銀行 大阪中央支店